

2023年7月26日

関係各位

岩崎 純一  
岩崎純一学術研究所

**【ウェブ公表用】適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について**

拝啓 皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

そこで、弊事業者の適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに、皆様の登録番号等について、以下の要件に該当する場合、弊事業者までご連絡をお願い申し上げます。

何卒ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 弊事業者登録番号： T1810930319491
2. 貴事業者からのご通知の時期、方法  
期日なし。随時（登録が完了次第、または初回の取引が発生次第）、メール、FAX等。
3. 貴事業者からのご通知の要件
  - (ア) 貴事業者が以下の要件を一つでも満たす場合は、ご通知いただければありがたく存じます。適格請求書への番号記載をもってご通知としていただいても差し支えございません。
    - ① 貴事業者が課税事業者（本則・簡易は不問）かつ適格請求書発行事業者である場合
    - ② 貴事業者と弊事業者との取引に一件以上の課税取引（仕入れ、売上げ）がある場合
  - (イ) 貴事業者が以下の要件を全て満たす場合は、ご通知いただく必要はなく、本紙をご一読、保管していただくのみで差し支えございません。
    - ① 貴事業者が免税事業者である場合
    - ② 貴事業者と弊事業者との全ての取引が免税、不課税、非課税取引である場合
4. 適格請求書発行事業者登録番号の取得方法につきましては、所轄税務署にお問い合わせ下さい。又は、国税庁ホームページよりご確認下さい。
5. 本件に関するお問い合わせ先
  - (ア) 岩崎 純一 宛  
TEL： 取引事業者様宛の送付書面に記載した携帯電話番号  
e-mail： iwasaki-j@iwasakijunichi.net
  - (イ) 岩崎純一学術研究所 統括室 宛  
所在地： 同上の送付書面に記載した住所  
TEL・FAX： 同上の送付書面に記載した固定電話・FAX 番号  
e-mail： office@iwasakijunichi.net  
ウェブサイト： <https://iwasakijunichi.net/>（右記 QR コード）



以上